

平成25年司法試験合格証書の交付について

合格証書は、平成25年10月1日（火）から同月4日（金）までの間において、以下の手続により授与しますので必ず受領願います。

1 郵送での受領

上記期間内に、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、合格通知書写し（宛名面を含む。）、6か月以内に作成された戸籍抄本又は本籍若しくは国籍の記載のある住民票（以下「戸籍抄本等」という。）及び返信用封筒（角形2号【縦33.2cm、横24.0cm程度】に440円分の郵便切手（簡易書留郵送料）を貼付し、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したものを）を封入して、司法試験委員会宛てに郵送してください。

2 法務省内合格証書交付所（1階）での受領（代理人でも可）

上記期間の午前10時から午後5時まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に、合格通知書（宛名面を含む。）、戸籍抄本等及び印鑑を必ず持参してください。

※ 法務省東玄関（日比谷公園側）から入庁願います。

なお、提出された戸籍抄本等は司法試験合格者登録簿の作成のために使用されるものです。返還はしませんので注意願います。

また、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います（平成25年司法試験受験案内4ページ参照）。

なお、合格通知書・成績通知書は、9月下旬に発送します。